

道路に面した 危険なブロック塀等の 安全対策を支援します

助成制度のご案内

詳しくは電話または区の公式ホームページまで!!

杉並区役所 西棟3階
都市整備部 市街地整備課
耐震改修担当
〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1



区公式HP
助成制度案内ページ

TEL 03-3312-2111 (代表)

平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、コンクリートブロック塀の倒壊により、児童を含む二人が死亡する事故が発生しました。

また、過去には倒壊した塀で死傷した被害者遺族から、塀の所有者に対し、数千万円の損害賠償請求がされた事例もあります。

造った当時は安全に施工された塀であったとしても、経年劣化によるひび割れや損壊したブロックを放置しておく、塀の壁内の鉄筋がさびてしまい、十分な鉄筋の強度を発揮しないこともあり得ます。

塀の所有者には、適法な塀の施工とその後の安全性の管理が求められます。

杉並区では、倒壊の危険があるブロック塀等の安全対策を支援するため、道路に面した一定の要件に該当するブロック塀等の撤去及びそれに伴う軽量フェンス等への新設に要する費用の一部を助成しています。

今一度、ご所有の塀をご確認いただき、助成制度の活用をご検討ください。

▲平成28年4月に発生した熊本地震で被災したとある住宅の塀の様子（応援派遣された区職員撮影）

塀がまるごと道路に倒れています。地震発生時にこの塀沿いに通行人がいた場合、倒れてくる塀を避けることは非常に困難です。

助成額の目安

	下記に面するブロック塀等	工事種別	助成割合 (ア)	限度額 (イ)
助成額	①通学路に指定されている 幅員4m以上の道路 (教育委員会が指定する小学校の通学路)	撤去	撤去費用の 2/3	50万円
	②避難路に指定されている道路 (環状七号線や甲州街道などの特定の幹線道路)	撤去及び新設	撤去及び新設費用の 2/3	100万円
	上記①、②以外の幅員4m以上の道路	撤去	撤去費用の 2/3	50万円
		撤去及び新設	撤去及び新設費用の 2/3	50万円

- 助成額の上限は、上表(ア)欄と(イ)欄の額のうち低い方の額です。(1,000円未満切り捨て)
- いずれも撤去費用については、算定単価23,000円/mを超えない額を助成額とします。
- 一定規模の土留めと一体になったブロック塀等の工事には助成額が加算される場合があります。

令和5年度の申請受付対象

令和6年2月29日までに
工事の完了報告ができるもの

※工事契約前に申請手続きが必要ですが、

※4月1日から翌年3月31日が年度期間となります。

まずは事前相談から！
ご検討の際は区の担当まで
ご連絡ください！



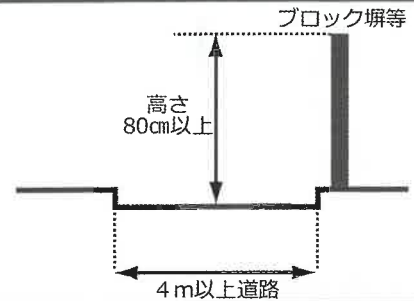
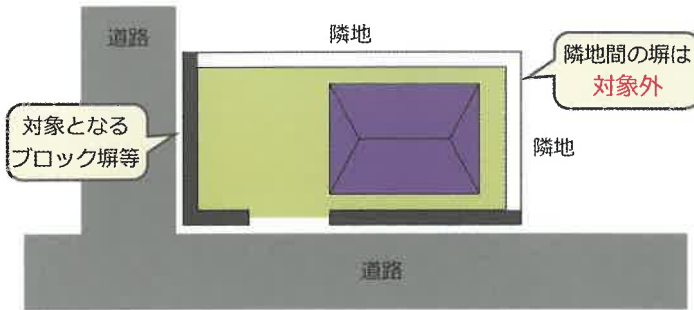
本件助成制度について、より詳しく記載したパンフレットがございます。お求めの場合は、お近くの区民事務所か図書館に設置のものをお取りいただくか、区の公式ホームページからご覧ください。

裏面に続く

助成対象となるブロック塀等

下記の全てを満たすものが対象となります。

- 建築基準法に規定される幅員4m以上の道路に面するもの
- コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀等で、安全性の確認ができないと区が判断したもの
- 道路面からブロック塀等の頂部までを計測した高さが80cm以上のもの



新設した軽量フェンス等のイメージ

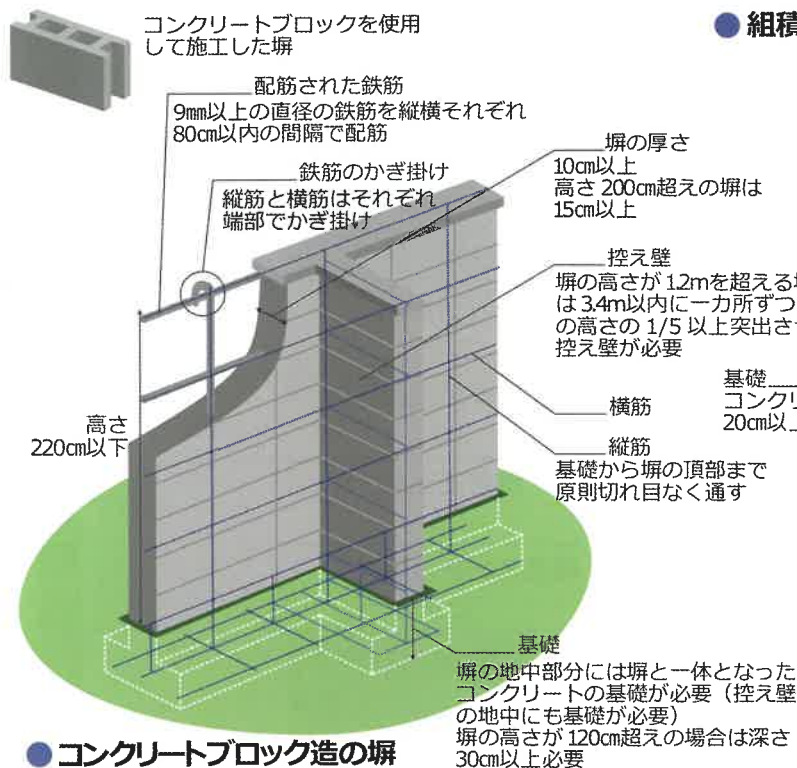
助成対象となる工事

- 対象となるブロック塀等について、原則**全て撤去する工事（基礎を含む）**
- ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**
- 工事を申請するブロック塀等の所有者が、**住民税（都民税や特別区民税）を滞納していないこと**

- ※ 軽量フェンス等の新設には、付随する高さ80cm未満のコンクリートブロック塀の新設を含むことができます。
- ※ すでに撤去及び新設工事の契約をしているもの、すでに撤去及び新設工事を実施しているものは申請できません。
- ※ 造成工事や建物の解体、新設、建て替えに伴って、又は売買を目的に行う撤去及び新設工事の申請はできません。
- ※ 同じ敷地内で助成金を受けることができるのは1度だけです。工事を複数に分けたり、撤去と新設を分けて申請はできません。

ご所有のブロック塀等の安全性チェック

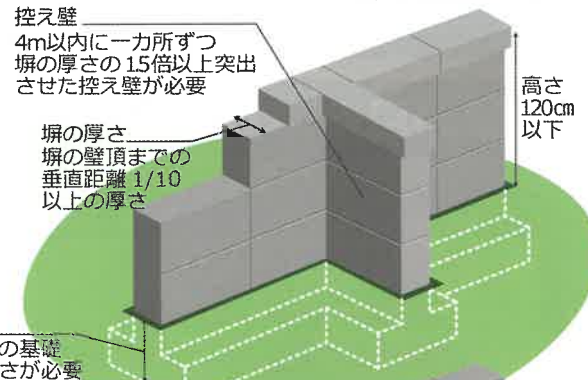
ブロック塀等の種類により、それぞれの安全上の基準（建築基準法上の規定に基づく。）が満たせていないものを安全性の確認ができないブロック塀等として扱います。



● コンクリートブロック造の塀

● 組積造の塀（石積みやレンガ積み）

大谷石塀を代表とする石材などを使用した塀



● 万年塀



※それぞれの基準のほか、現状の目視の状況でひび割れやぐらつき、傾きなど、塀の健全性に疑義がある場合も安全性の確認ができないブロック塀等として扱います。

